

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務

企画提案書作成要領

令和 8 年 8 月

岩 手 県

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料１「企画提案実施要領」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

- (1) 参加者は、資料２「業務仕様書」の趣旨を踏まえ、【様式２】「障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務企画提案書」を作成し、提案することとする。
- (2) 提案に当たっては、原則として【様式２】に定める様式によるが、必要記載事項が明記されていれば任意の様式によることも認める。
- (3) 補足資料があれば適宜添付して差し支えない。
- (4) 添付資料として、参加資格確認申請時に提出した【様式１－３】「団体等に関する調書」を添付すること。

2 費用積算内訳書

- (1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 110 分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。様式は任意とするが、岩手県知事 達増 拓也あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書	正本	1 部
〃	副本	4 部
費用積算内訳書	正本	1 部
〃	副本	4 部

4 その他留意事項

- (1) 提案は、全て提案書に記載すること。
- (2) 提案は 1 者につき 1 提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各頁の下部中央に印字すること。